

仕様書等に関する質問回答（令和6年6月10日発注分）

業 務 名		明石商業高等学校インターネットゲートウェイサーバ等賃貸借
1	質 問	仕様書「WWW（ホームページ発信）機能」について ユーザー作成の CGI（Perl,Shell 等）、PHP5 を利用できることと記載が ございますが、PHP のバージョンは上位でもよろしいでしょうか。
	回 答	お見込のとおりです。
2	質 問	仕様書「システム管理」について インターネットゲートウェイサーバの運用として、基本的に管理者のみのア クセスが想定されるため、Web ベースの GUI へアクセス可能な管理用アカ ountのパスワード変更が可能な運用でもよろしいでしょうか。
	回 答	お見込のとおりです。
3	質 問	仕様書「ハードウェア」について 前面の LCD パネルに IP アドレスやバージョン情報を表示できることと記載 がございますが、後半のハードウェアスペックと同等という認識でよろしか ったでしょうか。
	回 答	お見込のとおりです。
4	質 問	仕様書「7 ネットワーク接続」について ネットワーク調査にかかる費用は、本件の調達の中に含むという認識でよい でしょうか。 ネットワーク設定、接続機器については、既存業者から見積を取り、本件の 調達の中に含むという認識でよいでしょうか。
	回 答	お見込のとおりです。
5	質 問	物件に付保する動産総合保険は地震・津波・噴火等の天災は保証に含まず、 リース期間の経過に応じて保険金額が減額となる一般的な保険でよろしいで しょうか。
	質 問	動産総合保険は一般的な補償内容（地震・津波・噴火等の天災を保障に含ま ない）リース期間の経過に応じて保険金額が低減となる一般的な動産総合保 険でよろしいでしょうか。
	回 答	お見込の動産総合保険でも可とします。
6	質 問	納品遅延について リース会社が起因でない事由（半導体不足等によるサプライチェーンへの影 響、補助金採択時期の遅延等）による納品延長については、貴市と売主の二 者間で直接協議して解決していただき、リース会社にペナルティは課されな い認識でよろしいでしょうか。
	質 問	コロナウイルス感染症及び世界的な半導体不足の影響等（天災等によるもの も含む）で不測の事態が生じ、受注者の責に困らない事由により指定の納期 に遅れが生じた場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求 等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。
	回 答	受注者の責に帰さない事由により納品等が納期に遅れる場合には、契約期間 の変更等について受注者と本市で協議します。

7	質 問	<契約保証金について> 「明石市契約規則第 25 条第 1 項(3)」に該当するかどうかの確認は本質問回答後に個別に確認させて頂ければよろしいでしょうか。
	質 問	契約保証金について、免除となる条件をご教示頂きたいをお願い致します。
	回 答	明石市契約規則第 25 条第 1 項各号に該当する場合には、免除とします。ただし、本件は第 3 号には該当しません。
8	質 問	<履行保証保険について> 履行期間は契約締結日※から令和 11 年 8 月 31 日までよろしいでしょうか。また、履行保証保険の契約金額は賃貸借料総額（税込み）の 10 分の 1 以上という認識でよろしいでしょうか。 ※契約締結日はいつ（何日）を想定してますでしょうか。
	回 答	契約保証金は年度毎に年間予定執行賃貸借料総額の 10 分の 1 以上を納付することになっていきますので、履行保証保険の契約金額についても年度毎に年間予定執行賃貸借料総額（税込み）の 10 分の 1 以上で結構です（お見込みの履行保証保険でも支障はありません）。 契約締結は入札結果公開から令和 6 年 7 月 8 日までの期間です（入札結果公開予定日は令和 6 年 6 月 28 日です）。 ※明石市契約規則第 22 条参照
9	質 問	賃貸借料の支払いについて 令和 6 年 10 月末日より、毎月末日に振込によりお支払いいただく認識でよろしいか。
	回 答	受注者が発注者へ当該月分の賃貸借料を翌月初めに請求し、当該書類を受理した日から 30 日以内に受注者に対して振込により支払います。
10	質 問	制限付一般競争入札の実施について 2 入札参加要件（3） 添付の実績は対象と考えてよろしいでしょうか。
	回 答	インターネット通信、ネットワーク環境構築などの作業等を含む情報通信機器等のリースおよび賃貸借の契約を元請として締結し、継続して 12 か月以上の実績があるものを想定しております。 実績を有するかどうかの判断については、入札書類受領後に審査を行い最終的に決定します。
11	質 問	<無償譲渡について> 「賃貸期間終了後は、無償譲渡を行うものとする。」とありますが、ソフトウェアについては、貴市にて物件売渡業者様から必要な手続きを取られるとの認識でよろしいでしょうか。 また、その旨、覚書等で締結して頂くことは可能でしょうか。
	回 答	本件受注者から物件を賃貸借することとなりますので、無償譲渡に必要な手続き等がある場合には、受注者と協議の上手続き等を行います。また受注者と協議の上覚書の締結は可能とします。
12	質 問	<賃貸借契約書（案）第 11 条第 1 項（契約解除および違約金）について> 「発注者は、必要があるときは、…この契約の全部又は一部を解除することができる。」とありますが、「必要があるとき」は、どういう事態を想定していますでしょうか。解除した場合、残賃貸借料を一括精算頂ける認識でよろしいでしょうか。 また、過去に本条を使用したケースはありますか。
	回 答	賃貸借物件の必要がなくなったと当市が判断した場合を想定しており、解除した場合の精算については協議させていただきます。 過去に本条を適用して契約を解除したことはございません。

1 3	質 問	翌年度以降に、予算減額又は削減により契約解除となった場合、賃貸人に生じた損害賠償について協議頂けるとい認識でよろしいでしょうか。また過去に、予算減額又は削減により契約解除となった事例はございますでしょうか。
	回 答	お見込のとおりです。 過去に契約解除の事例はございません。
1 4	質 問	「平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの間に国内において、国・地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団）の発注に係るインターネットゲートウェイサーバの賃貸借を元請として継続して 12 ヶ月以上行った実績を有する者が入札参加要件となっておりますが、弊社は令和 5 年 7 月 1 日付で社名変更を行っており、社名変更後の契約実績のみが対象となりますか。旧社名実績も認めていただけますでしょうか。
	回 答	社名変更の場合、旧社名での実績も可とします。
以下、質問はありません。		